

## 役員等報酬規程

社会福祉法人大阪福祉事業財団

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪福祉事業財団（以下「当法人」という。）定款第9条及び第25条の規定にもとづき役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、部長・副部長及び法人専門委員会等への出席における職員以外の委員等（以下「専門委員」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者）及び部長・副部長については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員（役員のうち常勤の役員以外の者）等については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 専門委員については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員及び部長・副部長に対する報酬は、別表1に定める額とする。

2. 職員を兼ねていない役員等が職務のため勤務場所への通勤または出張をしたときは、交通費（実費）を支給する。

(非常勤役員等及び専門委員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等及び専門委員に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等および専門委員が職務のため出張をしたときは、交通費（実費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員、部長・副部長の報酬は、職員給与に加え別表1の報酬を支給する。ただし、管理職手当との併給は行わない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については給与規程第9条によるものとする。
- (2) 非常勤役員等及び専門委員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるところとする。

附 則

この規程は、2017年7月1日より施行する。

2018年4月1日改正

2021年7月1日改正

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	職員の常勤役員報酬	職員でない常勤役員報酬
理事長	月額 19万円	年俸 800万円
常務理事	月額 16万円	年俸 720万円
理事	月額 13万円	—
部長	月額 10万円	—
副部長	月額 9万円	—

別表2 (非常勤役員等及び専門委員の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会の出席	5千円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5千円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5千円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5千円

(3) 監事

	日額
理事会等及び監事監査等への出席	5千円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5千円

(4) 専門委員

	日額
委員会等の出席	5千円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5千円

※ (1) ~ (4) の報酬は「源泉徴収」後の報酬とする。